

新・株式会社財全ソリューション匿名組合契約約款

第1条（適用範囲）

- 1 本約款は、お客様（以下「本匿名組合員」といいます。）と、株式会社財全ソリューション（以下「営業者」といいます。）との間における、本営業（以下に定義されます。）に対する本匿名組合員の匿名組合出資に関する取り決めに記載するものです。第3条第1項に従い、本匿名組合契約（以下に定義されます。）が成立した場合、本約款の内容が本匿名組合契約の内容の一部を構成するものとします。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約及び本約款のほか、営業者が定める規則（以下「本規則」といいます。）に従うものとします。
- 3 本約款は、金融商品取引法第37条の3第1項の書面及び同法第37条の4第1項の書面の一部をなすものとします。
- 4 本匿名組合員出資金を払い込んだ本匿名組合員は、本約款及び本規則の内容のすべてに同意したものとみなします。

第2条（定義）

- 1 本約款において下記用語は下記に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「本営業」とは、営業者により事前に特定又は指定された者に対して営業者が行なった個別の金銭の貸付け及び当該貸付金の管理、回収並びにこれに関連又は付随する事業をいいます。
 - (2) 「本貸付契約」とは、本営業のために営業者が締結する一つ又は複数の金銭の貸付けに関する金銭消費貸借契約をいいます。
 - (3) 「本貸付債権」とは、本貸付契約に基づく営業者の本借入人に対する債権をいいます。
 - (4) 「本借入人」とは、本貸付契約の借入人をいいます。
 - (5) 「本匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員が本匿名組合契約に基づき本営業のために出資した出資金をいいます。
 - (6) 「本匿名組合員出資金総額」とは、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合員出資金の総額をいいます。
 - (7) 「本匿名組合員出資割合」とは、本匿名組合員出資金の本匿名組合員出資金総額に対する割合をいいます。
 - (8) 「本匿名組合契約」とは、第3条第1項に従い成立する、本匿名組合員と営業者の間の本営業に対する匿名組合出資に関する契約をいい、本約款及び本規則

その他営業者及び本匿名組合員が別途合意した事項は本匿名組合契約の内容に含まれます。

- (9) 「本匿名組合財産」とは、本匿名組合員出資金総額、本貸付契約に基づく貸付金、当該本貸付契約に基づく返済金（元本、利息金及び遅延損害金を含むがこれに限られません。）その他本事業に関連して営業者が取得した一切財産並びにこれらの価値代替物をいいます。
 - (10) 「約定利息額」とは、各計算期間において本貸付契約に基づき本借入人から支払われるべき利息及び遅延損害金（但し、遅延損害金については実際にその回収があった時点（第10条第(5)号により遅延損害金として処理された時点）において当該金額に加えるものとします。）の合計額をいいます。
 - (11) 「約定支払日」とは、各計算期間において本貸付契約に基づき本借入人から支払われるべき利息及び遅延損害金の支払日をいいます。
 - (12) 「営業者報酬料率」とは、別紙営業者報酬率に記載する料率をいいます。
 - (13) 「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
 - (14) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、本匿名組合員以外に匿名組合出資を行う者（以下「その他匿名組合員」といいます。）がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
 - (15) 「その他匿名組合員出資金」とは、その他匿名組合員がその他匿名組合契約に従い、本営業のために出資した匿名組合員出資金の合計金額をいいます。
 - (16) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、又は特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員をいう。
- 2 本約款において一定の日に言及している場合において、当該日が営業日でない場合には、翌営業日を当該日とします。

第3条（本匿名組合契約）

- 1 本匿名組合契約は、本匿名組合員が営業者又は営業者が別途指名する者が指定する方法により申込みを行い、本匿名組合員出資金の全部を営業者又は営業者が指定する銀行口座に払い込んだ時点において成立し、効力が発生するものとします。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約の定めに従い、本営業のために営業者に対する出資を行い、営業者は本営業から生ずる損益を本匿名組合員に分配するものとします。
- 3 営業者及び本匿名組合員は、本匿名組合契約が商法（明治32年法律第48号）第535条に定義される匿名組合契約であること、及び、営業者と本匿名組合員の関係が、同法第二編第四章に定める関係にあたることを確認します。また、営業者及び

本匿名組合員は、本匿名組合契約が同法の匿名組合契約としての性格を失わないことを条件として、本匿名組合契約の条項が同法の任意規定に優先して適用されることに合意します。

- 4 本匿名組合員は、営業者が、第二種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であるソーシャルバンク Z A I Z E N株式会社（以下「私募取扱い業者」といいます。）に対し本匿名組合契約に基づく匿名組合員の権利の私募の取扱いに関する業務を委託していることを確認し、営業者から当該権利の取得の申込みの勧誘を一切受けていないことを確認します。
- 5 営業者は、本貸付契約に係る貸付けが実行された金額を限度額として、貸付実行後において本貸付契約に係る本匿名組合契約に基づく匿名組合員の権利の私募の取扱いを私募取扱い業者へ委託するものとします。
- 6 本匿名組合員は、本借入人等に対し、貸付に関する直接又は間接の接触をしてはならないものとします。本匿名組合員が、本項の義務に違反したときは、営業者は、本匿名組合員に対し、違反後に実施される本事業を含む営業者の貸付事業への出資の募集についても、本匿名組合員からの申込を受け付けないものとします。
- 7 本匿名組合員は、前項に反し、本借入人等に直接又は間接の接触をした場合、当該接触行為について匿名組合出資者が貸付の実行判断を行っているともみなされ、貸金業法違反に問われる可能性がございます。貸金業の無登録営業と判断された場合、10年以下の懲役、3千万円（法人の場合1億円）以下の罰金処され、又はこれらを併科される可能性がございます。
- 8 本匿名組合員は、本借入人等が、本匿名組合員に直接又は間接の接触をしてはならないことを確認し貸付に関する直接又は間接の接触があったときは、直ちに営業者に通報するものとする。

第4条（リスクの開示）

本匿名組合員は、本匿名組合契約の申込みにあたり、本約款、本匿名組合契約に関する重要事項説明書その他営業者又は私募取扱い業者が交付若しくは提供した書面を熟読し、その内容を理解しており、自らの判断及び責任において本匿名組合契約の申込みを行ったものであることを表明し、保証するものとします。

第5条（本営業の遂行）

- 1 本匿名組合契約に規定がある場合を除き、営業者は、自ら本貸付契約に基づく貸付け、当該貸付金の管理、回収その他本営業を行うものとします。
- 2 本営業は、営業者の判断において行い、営業者は、本営業の遂行（本貸付契約の変更、支払の猶予、貸付債権の放棄等を含むがこれに限られない。）につき、本匿名組合契約に明示的に定める場合を除き、本匿名組合員の同意を要しないものとし

す。また、本匿名組合員は、本匿名組合契約に明示的に定める場合を除き、本営業の遂行に一切の関与をすることはできないものとします。本匿名組合員は、訴訟上、訴訟外を問わず、本借入人及びその保証人に対して、直接本貸付契約に基づく貸付金の返済その他の請求又は連絡をしないものとします。

- 3 本貸付契約に基づく貸付債権その他本営業に基づく一切の財産及び権利は、営業者に帰属するものとし、本匿名組合員は、これに対して一切の持分その他の権利を有しないものとします。

また、本匿名組合員は、訴訟上、訴訟外を問わず、本借り手企業、又はその保証人に対して、直接弁済の請求その他一切の接触をしてはならないものとします。

- 4 営業者は、本匿名組合財産のうち金銭を、営業者が行う本営業と同種の他の営業について出資を受けた出資金等と一括して、営業者の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の預かり金口としての銀行預金口座に預金し、分別管理します。営業者は、本匿名組合財産を、本営業と同種の他の営業に関する出資金等と適切に区分して経理します。

記

(分別管理用銀行預金口座)

銀行名：みずほ銀行

支店名：那覇支店

口座番号：1908586

口座名義：株式会社財全ソリューション投資家資金口

第6条（損益の計算及び分配）

- 1 営業者は、本営業により各計算期間（次項に定義されるものとします。）中に生じた利益及び損失（本条第3項に定義されるものとします。）を、本条の定めに従い、本匿名組合員に分配します。
- 2 本匿名組合契約の目的上「計算期間」とは、毎月本貸付契約に基づく約定支払日から翌月の約定支払日前日までの各1ヶ月間とします。
- 3 「利益及び損失」とは、日本における一般に公正妥当と認められる会計原則（但し、会計上の処理と税法上の処理が異なる場合には、税法上の処理を優先するものとします。なお、本貸付契約に基づく本借入人からの遅延損害金については、その回収があった時点（第10条第(5)号により遅延損害金として処理された時点）で収益として認識する会計処理を採用するものとします。）に従い決定された本営業の遂行から生じた利益及び損失を意味するものとします。なお、当該利益及び損失の前提となる、収益及び費用は主に以下のものから構成されます。

(1) 収益

- (i) 本貸付契約に基づく本借入人からの支払利息（書面による督促費用相当分

を除きます。)

(ii) 本貸付契約に基づく遅延損害金(但し、会計処理については上記本文に従うものとします。)

(iii) 本貸付債権の譲渡代金

(2) 費用

(i) 第7条に規定される営業者報酬

(ii) 営業者が本営業を行うために必要な業務を委託する契約に関する手数料(債権回収受託者(第13条に定義されます。))に関する手数料を含みます。)

(iii) 担保権実行に要した費用

(iv) 担保物件の売却に要した費用

(v) 本貸付債権の譲渡に要した費用

(vi) 上記の他、本貸付債権の行使及び回収に要した費用及び本営業に関連する費用

- 4 利益及び損失の分配の結果、本匿名組合員に分配された損失累計額が本匿名組合員出資金の額を超過する場合においても、本匿名組合員は本匿名組合員出資金の額の範囲内でのみこれを負担するものとします。
- 5 営業者は、本営業に関し、各計算期間において利益(以下「当期利益」といいます。)が生じた場合には、本匿名組合員に、当期利益に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額(以下「分配利益」といいます。)を、分配するものとします。但し、前計算期間からの損失がある場合には、まず当該利益を損失の補てんに充てるものとし、当該利益の算定にあたってかかる損失を控除するものとします。
- 6 営業者は、各計算期間において損失(以下「当期損失」といいます。)が生じた場合には、本匿名組合員に、当期損失に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を分配するものとします。
- 7 各当事者は、本匿名組合契約に基づき行われる取引に関し各当事者に課される租税のすべて(本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に課される税金を含みます。)につき、自らこれを負担するものとします。なお、本匿名組合員は、適用ある税法の規定に従い、本条に基づき本匿名組合員に対して行われる利益の分配に関して課される税金相当額を営業者が源泉徴収することにつき同意するものとします。但し、借入人について当該貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合には、この限りではありません。
- 8 本条に基づく分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第7条(営業者報酬)

営業者は、本営業における各計算期間の末日に、下記の算式により算出される金額を営

業者報酬（以下「業者報酬」といいます。）として取得するものとします。但し、同時点において業者報酬に充てるべき現預金がない場合には、次回の各計算期間の末日まで業者報酬の支払いの全部又は一部は繰り延べられ、以後も同様とします。なお、本営業に係る本貸付契約が複数ある場合には、業者報酬は、本貸付契約ごとに計算されるものとします。

記

業者報酬＝募集成立金額×業者報酬年利率÷年数(365又は366)×日数(貸付期間)

第8条（出資金の返還）

- 1 業者は、各計算期間において本借入人から本貸付契約の元本の返済を受領した場合には、本匿名組合員に対し、当該受取貸付元本額に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「返還出資金」といいます。）に相当する出資金を返還するものとします。
- 2 本条に基づく返還について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第9条（現金の分配及び繰り延べ）

- 1 業者は、本匿名組合員に対して、各計算期間において生じた分配利益及び返還出資金を、各計算期間の末日の60日以内（但し、当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。以下「現金分配日」という。）に支払います。但し、ある特定の現金分配日において、当該現金分配日に支払うべき分配利益及び返還出資金に充てるべき現預金（当該現金分配日において支払うべき本営業に係る費用（業者報酬も含む。）に充当後の現金とする。）がない場合には、次回の現金分配日まで分配利益及び返還出資金の支払いの全部又は一部は繰り延べられ、以後も同様とします。なお、本項に従い分配利益及び返還出資金の支払いの繰り延べが行われている限り、業者は、本匿名組合員に対して、債務不履行及びその他の責任を負わず、遅延損害金も発生しないものとします。また、業者の有する現預金の本匿名組合員に対して支払うべき分配利益及び返還出資金の全部に足りない場合における充当順序については業者の裁量によるものとします。
- 2 本借入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合、期限の利益を喪失した場合及び返済期限を経過した場合には、その後の貸付債権の回収費用に充当するため、業者は、前項に基づく分配利益及び返還出資金の支払いの全部又は一部を行わないことができるものとします。

第10条（債務不履行時等の処理）

- 1 業者は、期限の利益を喪失した又は返済期限を経過した本貸付契約に係る本貸付債権について、本借入人から金員を回収した場合には、現金分配日において、当該

回収金を以下の順序で処理及び充当します。

- (1) 本営業に関する費用（担保権実行に要した費用、債権回収受託者（以下に定義します。）に関する手数料、債権譲渡に要した費用その他債権回収に要した費用を含む。但し、営業報酬は除きます。）に充当します。
- (2) 当該本貸付契約に対応する未払いの営業報酬に充当します。
- (3) 当該本貸付契約に対応する未払いの分配利益を、源泉税控除後に支払います。
- (4) 上記処理後になお残金がある場合には、当該本貸付契約に対応する返済期限が到来している本貸付債権の元本に係る出資金の返還として処理します。
- (5) 上記処理後になお残金がある場合には、当該本貸付契約に対応する発生済みの遅延損害金に充当し、遅延損害金に係る分配利益として、源泉税控除後に支払います。

2 前項の分配について、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

第11条（計算又は支払の処理等に関して疑義が生じた場合の取扱い）

第6条に基づく利益及び損失に関する会計・税務処理、第9条に基づく現金分配及び繰り延べに関する処理、第10条に基づく債務不履行時の処理その他本匿名組合契約に基づく計算又は支払等の処理に関して疑義が生じた場合（法令又は本契約上処理方法が明確でない、規定に矛盾がある、その他理由は問わないものとします。）には、営業者が、合理的と認める方法により処理することができるものとします。

第12条（担保権の実行）

- 1 本匿名組合員は、本借入人について、本貸付契約に係る借入債務の期限の利益を喪失した場合又は返済期限を経過した場合その他担保契約に定める担保権実行事由が生じた場合に、営業者がその裁量に従い、営業者が本借入人から差し入れを受けた担保権を実行することを、予め承諾し、これを撤回しないものとします。また、本匿名組合員は、営業者に対し、本貸付契約に係る借入債務の額を超える部分に関する担保権については、営業者がその合理的裁量に従い、これを実行しない又は解除することができることにつき、予め承諾し、これを撤回しないものとします。
- 2 前項の担保権の実行を行った場合における回収金の処理については第10条を適用します。

第13条（債権回収の委託及び債権の譲渡）

- 1 本匿名組合員は、本借入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合、期限の利益を喪失した場合その他営業者が合理的に必要と認める場合には、営業者が当該貸付債権につき債権管理回収業者、弁護士その他の第三者（以下「債権回収受託者」といいます。）にその回収を委託することを、予め承諾するものと

します。

- 2 前項の貸付債権の回収委託を行った場合における回収金の処理については第 10 条を適用します。
- 3 本匿名組合員は、本借入人について本貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合、期限の利益を喪失した場合その他営業者が合理的に必要と認める場合には、営業者が当該貸付債権を第三者に譲渡する場合があることを、予め承諾するものとします。
- 4 前項の債権譲渡を行った場合における譲渡代金の処理については第 10 条を適用します。

第 14 条（会計書類及び報告）

- 1 営業者は、本営業に関連するすべての取引について、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、適切な会計帳簿及び記録を作成し、これを保持するものとします。
- 2 営業者は、本匿名組合員に対し、各計算期間の末日経過後速やかに、当該計算期間に行った分配利益の分配額等を記載した運用予定表を交付するものとします。

第 15 条（忠実義務・善管注意義務）

営業者は、関係各法令の規定に従い、本営業を忠実にかつ善良なる管理者の注意をもって執り行うものとします。

第 16 条（表明及び保証）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約が締結される日において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。但し、営業者は、下記の各号に掲げる事項のほかは、本営業の成功又は本匿名組合員に対する本匿名組合員出資金の全額の返還を含め、明示又は黙示を問わず、一切の表明又は保証をしません。
 - (1) 営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。
 - (2) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、営業者の事業の目的の範囲内の行為であり、営業者は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 本匿名組合契約は、その締結により、営業者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。

- (4) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び同契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、営業者の定款その他の内部規程、営業者自身が当事者となっている契約又は営業者若しくは営業者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
 - (5) 営業者の財務、経営の状況又は営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行若しくは本匿名組合契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
 - (6) 営業者は支払不能ではなく、かつ営業者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他営業者に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- 2 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約が締結される日において下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- (1) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。本匿名組合員が法人である場合には、本匿名組合員は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、本匿名組合員は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (2) 本匿名組合契約は、その締結により、本匿名組合員の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (3) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約により企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意又はかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、本匿名組合員の定款その他の内部規程、本匿名組合員自身が当事者となっている契約又は本匿名組合員若しくは本匿名組合員の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものでは

ないこと。

- (4) 本匿名組合員の経済状況又は本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、同契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
- (5) 本匿名組合員は支払不能ではなく、かつ本匿名組合員について破産手続開始、民事再生手続開始その他本匿名組合員に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しないこと。
- (6) 本匿名組合員が本匿名組合契約の規定に従い、営業者に提出した情報は、真実、正確かつ完全であること。
- (7) 営業者に対して行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものであること。
- (8) 本匿名組合員が出資した本匿名組合員出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。以後の改正も含む。）第 2 条 4 項に規定する「犯罪収益等」でないこと。

第 17 条（本匿名組合契約の終了）

- 1 本匿名組合契約は、本営業に基づく本貸付契約について、本借入人からの受取貸付元本、支払利息、支払遅延損害金及びその他費用の分配を全て完了した時点をもって本匿名組合契約は終了するものとします。なお、「分配を全て完了した時点」には、次の各場合を含むものとします。
 - (1) 本借入人について、破産手続開始、民事再生手続開始その他本借入人に適用ある倒産手続開始の決定がなされ、当該手続において、当該貸付債権に関する最後配当（又はこれに類似する手続）を受け、その分配を完了した時点
 - (2) 本借入人について、本貸付契約に関して、特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法的手続であるか否かを問わない。）が開始され、当該手続において示された返済計画について、営業者がその合理的な判断に基づき当該返済計画を承諾し、本借入人より当該返済計画に基づく支払を受け、その分配を完了した時点
 - (3) 第 13 条の規定に基づき、営業者が、本貸付契約に基づく本借入人に対する債権を第三者に譲渡し、かかる売却代金の分配を完了した時点
- 2 営業者又は本匿名組合員に対して、破産手続開始の申立てがあった場合には、本匿名組合契約は当然に終了するものとします。
- 3 本匿名組合契約の終了によっても、営業者又は本匿名組合員は、かかる終了のときに既に発生していた債務若しくは責任又はかかる終了の時までに存した当該当事

者の作為若しくは不作為に関して事後発生する可能性のある債務若しくは責任を免れるものではなく、また、かかる本匿名組合契約の終了は、当該終了若しくは期間満了の後も本匿名組合契約の規定に従いその効力を保持する旨明示又は黙示に意図された当事者の権利義務について影響を及ぼさないものとします。

第 18 条（本匿名組合契約の解除）

- 1 前条の規定にかかわらず、以下のいずれかの事由が発生した場合には、営業者は、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本匿名組合員に対し、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し破産手続は除きます。）の開始の申立てがなされた場合
 - (2) 本匿名組合員が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合
 - (3) 本営業の継続が不可能若しくは著しく困難となったと営業者が合理的に判断し、営業者が本匿名組合員と協議の上、本営業の終了が決定された場合
 - (4) 本匿名組合員について、以下の各号の事由が発生した場合
 - (a) 本匿名組合契約に基づく金銭の支払義務の履行を 10 日以上遅滞した場合
 - (b) 本匿名組合契約に規定したその他の約束又は合意を履行しなかった場合。但し、その治癒が可能である場合には、かかる懈怠又は違反の治癒を求める書面による通知が営業者から本匿名組合員に対して行われた後 30 日間かかる懈怠又は違反が継続した場合
- 2 営業者は、本匿名組合員に対し、発生済みかつ未払いの分配利益（本貸付債権に遅延損害金が発生している場合には、当該時点までの遅延損害金の回収があったものとして分配利益を計算するものとする。）及び未返還の本匿名組合出資金の全部の合計額を支払うことにより、本匿名組合契約をいつでも解除することができるものとします。
- 3 法令上可能な限り、本匿名組合契約について、商法第 540 条第 2 項の規定は明示的に排除されるものとし、本匿名組合員は、本匿名組合契約を解除できないものとします。

第 19 条（本匿名組合契約の終了時の処理）

前条に基づき本匿名組合契約が終了した場合、営業者は、相当と認める方法により本営業を清算し、本匿名組合員に対して、本匿名組合員出資金のうち返還未了額を返還するものとします。但し、営業者は清算に必要な限度で本貸付契約を継続することができるものとし、本匿名組合員はかかる本営業の清算方法について異議なく承諾し、これを撤回しないものとします。

第 20 条（責任財産限定特約、強制執行不申立）

- 1 営業者による本匿名組合契約に基づく債務の支払は、営業者が本匿名組合契約に基づき取得又は受け入れた財産、その他本営業に関して取得し又は受け入れた財産（以下「責任財産」といいます。）のみを引当として、その範囲内でのみ行われ、営業者の有する他の資産には一切及ばないものとし、本匿名組合員はこれを異議なく承諾し、これを撤回しないものとします。
- 2 本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づき営業者に対して取得する債権の回収を図るため、営業者のいかなる財産についても差押、仮差押その他の強制執行手続の開始又は保全命令の申立を行わないものとします。
- 3 本匿名組合員は、第 17 条第 1 項による契約終了の時点又は第 19 条に基づく清算の終了時点において、本匿名組合契約に基づく営業者の未払債務（出資金返還債務を含むがこれに限られない。）が残存する場合には、当該未払債務に係る請求権を当然に放棄したものとみなされることに同意するものとします。

第 21 条（不保証）

本匿名組合員は、自らの判断と責任において本匿名組合契約に基づく出資を行うものであり、営業者は、本営業の結果について何ら保証しないものとします。

第 22 条（通知）

- 1 本匿名組合契約に基づく通知はすべて書面又は電子メールの方法によるものとし、かつ書面による場合は手交又は郵便によって、各当事者の住所又は事務所宛に行われるものとします。なお、変更事項が生じた場合は、本条に基づく相手方への書面による通知により、住所等の変更を行うこととします。
- 2 本匿名組合員が営業者に届け出た住所又は事務所宛になされた本約款に基づく諸通知が、転居、不在その他本匿名組合員の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 23 条（譲渡制限）

本匿名組合員は、営業者の事前の書面による承諾無く、本匿名組合契約に係る出資の持分、本匿名組合契約に基づく匿名組合員としての地位及び権利義務並びにその他本約款に基づく地位及び権利義務の譲渡、担保差入れその他の処分をすることができないものとします。

第 24 条（秘密保持義務）

営業者及び本匿名組合員は、適用法令、行政官庁の要請ある場合、又は、本約款又は本

匿名組合契約に関連して締結される契約に関して必要とされる場合、会計士、弁護士、及び本約款又は本匿名組合契約において企図される取引について助言を行う者、本約款又は本匿名組合契約上の各当事者の地位、権利又は義務の譲受を検討する者、その他当事者間で別途合意する場合を除き、本約款又は本匿名組合契約に基づき、又はこれらに関して知り得た関係当事者に関する情報を第三者に開示せず、かつ、本約款又は本匿名組合契約の目的以外に使用しないものとします。本条に基づく義務は本匿名組合契約終了後も2年間は存続するものとします。

第25条（反社会的勢力の排除）

1. 営業者及び本匿名組合員は、それぞれ相手方に対し、以下の各号の事項に該当しないこと及び将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - (3) 自らが、①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有せず、②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有せず、③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有せず、④反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと。
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本匿名組合契約を締結するものではないこと。
 - (5) 本匿名組合契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ⑤ 営業者又は本匿名組合員若しくはそのグループ会社に対する犯罪行為
 - ⑥ その他前各項目に準ずる行為
2. 営業者又は本匿名組合員の一方について、本匿名組合契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本匿名組合契約を解除することができるものとします。
 - (1) 前項第(1)号乃至第(3)号の確約に反する申告をしたことが判明した場合。

- (2) 前項第(4)号の確約に反し本匿名組合契約を締結したことが判明した場合。
- (3) 前項第(5)号の確約に反する行為をした場合。

第 26 条 (修正・変更)

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、営業者は遅滞なくそのホームページ上に掲載するものとし、同掲載後に本匿名組合員が本匿名組合契約を締結した場合には、その改訂に同意したものとします。

第 27 条 (本匿名組合員の協力)

営業者の本営業の円滑な遂行のため必要な事項については、本匿名組合員はこれに協力するものとします。

第 28 条 (免責事項)

営業者は、次の各号から生じる事由から本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 本匿名組合員の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 営業者に故意又は重大な過失ある場合を除き、本匿名組合員、本借入人、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステム（本募集システムを含む）の故障、誤作動又は悪用
- (3) 本借入人の本貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の提示

第 29 条 (準拠法)

本約款及び本匿名組合契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第 30 条 (管轄)

両当事者は、本匿名組合契約に関連する紛争につき、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 31 条 (確認事項)

本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づく出資金の元本が保証されているものではないこと、流動性が極めて低いこと、解約が制限されていること、分配が保証されるものではないこと、本借入人による期限前返済等により当初想定していた配当額が減少する場合があること、本借入人の返済能力等により本貸付債権の返済が行われず当初予定していた配当等が行われない場合があること、営業者より支払われる金額の総額は、本営業の運営状況により本匿名組合員出資金の総額より少ない場合があり得ること、その他実

質的なリスクを伴うものであることを理解しています。また、本匿名組合員は、金融商品の販売等に関する法律その他の法令上要求される重要事項の説明又は開示（金融商品の販売等に関する法律第3条第1項に規定する重要事項に関する説明を含む。）を要求しないことを確認します。

営業者報酬年利率

営業者報酬年利率は本営業ごとに設定される。